

一般財団法人福井県建築住宅センター  
住宅性能証明書発行業務料金規定

改定（い）平成26年4月1日施行

改定（ろ）平成27年4月1日施行

（趣旨）

第1条 この規定は、一般財団法人福井県建築住宅センター（以下「センターという。」）が実施する一般財団法人福井県建築住宅センター住宅性能証明書発行業務に係る料金について、必要な事項を定める。

（料金）

第2条 住宅性能証明書発行業務要領（以下「業務要領」という。）第19条に規定する住宅性能証明書発行業務の料金は、申請一件につき、次に掲げる額とする。（い）（ろ）

【単位：円】

| 住宅の区分                         | 証明基準             | 料金（税込）  |        |
|-------------------------------|------------------|---|--------|
| 住宅の新築<br>又は新築住宅の取得            | 断熱等性能等級4の場合      | 断熱等性能等級4の審査が省略できる場合<br>※1                     | 41,000 |
|                               |                  | 上記以外の住宅                                       | 49,000 |
|                               |                  | 断熱等性能等級4の型式住宅部分等製造者認証を取得している場合                | 32,500 |
|                               | 高齢者等配慮対策等級3以上の場合 |   | 29,000 |
|                               | 耐震等級2以上の場合       | 耐震性の図面審査が省略できる場合<br>※2                        | 57,500 |
|                               |                  | 上記以外の住宅 ※3                                    | 64,000 |
| 耐震等級2以上の型式住宅部分等製造者認証を取得している場合 |                  | 49,000  |        |
| 既存住宅の取得                       | 断熱等性能等級4の場合      | 新築時の建設住宅性能評価を取得している場合又はフラット35S 適合証明書を取得している場合 | 24,500 |
|                               |                  | 新築時の建設住宅性能評価（新築住宅）を取得していない場合                  | 32,500 |
|                               | 高齢者等配慮対策等級3以上の場合 |   | 29,000 |
|                               | 耐震等級2以上の場合       | 新築時の建設住宅性能評価を取得している場合                         | 24,500 |
|                               |                  | 新築時の建設住宅性能評価（新築住宅）を取得していない場合 ※4               | 32,500 |
| 住宅の増改築等                       | 断熱等性能等級4同等の場合    |   | 32,500 |
|                               | 耐震等級2以上の場合       |   | 32,500 |

- ※1 「断熱等性能等級4の審査が省略できる場合」とは、設計住宅性能評価書（建設住宅性能評価を行わない住宅に限る）、省エネ住宅ポイント対象住宅証明書（断熱等性能等級4の場合に限る）、フラット35S適合証明書（断熱等性能等級4の場合に限る）を取得している場合並びに住宅性能証明申請と併せてこれらの申請等がされる場合をいう。（ろ）
- ※2 「耐震性の図面審査が省略できる場合」とは、設計住宅性能評価書（建設住宅性能評価を行わない住宅に限る）を取得した住宅、又は設計住宅性能評価（建設住宅性能評価を行わない住宅に限る）等を併せて申請される場合をいう。
- ※3、※4 共同住宅の場合は、別途見積りとする。また、限界耐力計算等の特別な計算方法による戸建住宅の場合も別途見積りとする。

- 2 業務要領第7条第2項に基づく住宅性能証明の再申請の料金は、変更内容により別に定める。
- 3 業務要領第9条に基づく住宅性能証明申請の取下げにより、業務要領第11条又は第17条の現場審査の一部又は全部を実施しない場合、当該現場審査に係る料金を返還するものとし、返還額は別に定める。
- 4 現場審査が遠隔地の場合には、現場検査1回につき、敦賀市・美浜町・若狭町は7,000円、小浜市・高浜町・おおい町は10,000円を割増料金として定める。（ろ）

（料金の減額）

第3条 住宅事業者等が、次の各号のいずれかに該当する新築住宅については、前条第1項の住宅の新築又は新築住宅の取得にかかる料金を減額できるものとする。

- 1 センターが行う他業務の検査と併せて現場審査を同時に行うときは8,000円/件を減額する。
- 2 申請が一定数以上あり審査が効率的に実施できると認められるときは、8,000円/件を減額する。

附則 この規程は、平成24年4月1日より施行する。